第3章 福祉計画の基本的考え方



第3章 福祉計画の基本的考え方

1 基本理念

本市では、「みんなでつくる、みんなの福祉」を基本理念に、地域で支え合う福祉の実現、協働・連携で進める福祉の実現等を基本視点に、分野別計画と併せて、利用者本位の福祉サービスの実現、生涯にわたり自立を支援する福祉と幅広い支え合いによるまちづくりを推進してきました。

現在、福祉ニーズの多様化に伴い、制度の狭間にある問題や複合的な生活課題が増え、制度や分野を超えた取組が必要になったことや、福祉人材の不足等の課題も生じていることなどから、地域共生社会の実現が求められており、福祉分野は大きな転換期を迎えています。

本計画の策定に当たり、実施した分野横断調査においても、地域での活動課題や新たな福祉ニーズから、地域での情報共有や仲間・場づくり、担い手育成、医療・介護、生活支援の仕組み、相談支援の仕組み、安全で安心して暮らせるまちづくりの課題が明らかとなり、さらに、その解決に向けては多様な協働が必要であることが明らかになりました。

以上を踏まえ、本計画の理念である「みんなでつくる、みんなの福祉~つながりあい、支え合い、安全で安心して暮らせるまちの実現へ~」を目指してまいります。

そのために、身近な圏域で、住民主体の支え合いと情報共有の仕組みを充実させることによる「地域力強化」と、多機関連携による「包括的な相談支援体制」の構築を進め、対象別の福祉の充実はもとより、分野を超えた総合的・包括的な福祉へと展開させていきます。

基本理念

みんなでつくる、みんなの福祉

~つながりあい、支え合い、安全で安心して暮らせるまちの実現へ~



2 福祉施策の考え方

基本理念を実現するために、本市の福祉施策を、次の3つの考え方に立って進めてまいります。

(1) 尊厳の保持(自己決定の尊重)

一人一人の「尊厳の保持」と「自己決定の尊重」を重視し、その能力に応じた自立的な 生活が保持され、自己実現を図ることにより、その人らしい生活を送ることのできる福 祉施策を推進します。

また、障害のある人も子どもも高齢者もみんなが地域を支え合う存在であるという、 <u>ソーシャルインクルージョン</u>²の理念に基づく、福祉施策を推進します。

(2) 身近な地域における課題解決力の強化

市民が、身近な地域で、地域課題を「我が事」として受け止め、それら地域課題を身近な地域で考え、取り組むことのできる、課題解決力を高める視点からの福祉施策を推進します。

また、複合化した福祉課題に対して適切な支援を行うための、コーディネート機能の 強化を図っていきます。

(3) 多様な主体による協働・連携(自助・互助・共助・公助)

多様な主体が、それぞれの生活や考え方、また、各分野での経験の蓄積を大切にしなが ら、主体的に参画し、協働・連携によって進めることのできる施策を推進します。

推進に当たり、本市では、日頃の課題を自身が主体となり、個人の努力で解決する「自助」を始め、個人で解決できない問題を身近な地域や住民同士の支え合いにより助け合う「互助」、あわせて、介護保険制度等、保険料と公的負担金を財源とする福祉サービスの提供等を行う「共助」、高齢者や障害のある人の地域での生活を支援する「公助」等をバランスよく組み合わせ、福祉サービスを必要とする市民の支援につながる方策を講じます。

² ソーシャルインクルージョン: 今日的な「つながり」の再構築を図り、全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う社会をつくる、という、社会福祉の考え方です。障害のあるなしにかかわらず、普通に暮らすことができる社会をつくるという、「ノーマライゼーション」の次に位置付けられる、社会福祉の理念として、用いられるようになりました。



3 基本の仕組み・基本視点(方向性)

基本理念として掲げた「みんなでつくる、みんなの福祉」をこれまでの計画から継承するとともに、多様化する価値観や福祉へのニーズに対応するために、更なる市民・関係機関・事業者との協働を推進し、安心して暮らせる地域共生社会を目指します。

基本理念

基本の仕組み

~つながりあい、支え合い、安全で安心して暮らせるまちの実現へ~ みんなでつくる、みんなの福祉

1 新たな支え合いと包括的な支援体制の構築

2 安全・安心の仕組みづくり

3 協働・連携の仕組みづくり

4 福祉分野と他分野の連携



「基本理念」とは本市が目指す福祉の姿であり、「基本の仕組み」とはその実現に向けて構築する仕組み、「基本視点」とは基本理念を実現する方向性を示すものです。

基本視点(方向性)

1 健やか*で、その人らしい暮らしを支える福祉の実現

あらゆる市民が、心身ともに健やかで、その人らしく、自立して、暮らせる 地域社会と福祉の実現を図ります。

※「健やか」であること、「健康」とは、病気ではないとか弱っていないという ことではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、全てが満たされ た状態にあることをいう。(WHOの定義)

2 身近な地域でつながり、支え合う福祉の実現

身近な地域社会で、様々な市民が主体的につながり、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて参画し、支え合う福祉の実現を図ります。

3 市民・関係機関・事業者の協働で進める福祉の実現

市民協働の理念に基づき、引き続き市民と自治会・町会等、NPO・ボランティア団体、関係機関や事業者、行政が協働する総合的で包括的な福祉の実現を目指します。

4 いつでも安心して暮らせる福祉の実現

住み慣れた地域で、その人の尊厳が守られ、安心した暮らしが実現できる仕組みや環境づくりを進めます。また、誰もが障害や障壁を感じることなく暮らすことができる福祉の実現を目指します。



